

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	建設業情報管理システム電算処理業務(単価契約)
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成29年4月3日
契約の相手方の氏名及び住所	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	システム基本料 ￥54,000(1ユーザID当たり・月額) 建設業許可電算処理料 ￥3,996(1処理当たり) 経営事項審査電算処理料 ￥690(1処理当たり)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	システム基本料 ￥54,000(1ユーザID当たり・月額) 建設業許可電算処理料 ￥3,996(1処理当たり) 経営事項審査電算処理料 ￥690(1処理当たり)
随意契約によることとした理由	建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、建設業者間における技術者の名義貸し等を防止し、建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することで、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うことを目的として行うものである。 上記目的のためには、建設業に係る全ての行政庁による専門的・統一的なシステムの運用が不可欠であるため、47都道府県が中心となって当該システムを運用する組織として、昭和62年に財団法人建設業情報管理センター(現:一般財団法人建設業情報管理センター)が設立された経緯がある。それ以降、国土交通省と47都道府県との間において、上記法人が所有する建設業情報管理システムを活用して審査事務と情報管理のOA化を行っており、本業務に利用可能なシステムに関する業務を契約できる者は他に存在しない。 以上により、会計法第29条第3の4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、予算決算及び会計令第102条の4第3項の手続きにより、一般財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

注)1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。